

営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領の改定について ～ お知らせ ～

令和6年5月
山 口 県

本県では、建設現場における休日確保等の働き方改革に向けた取組の一環として、「週休2日工事」を実施していますが、令和6年7月から「山口県営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領」を下記のとおり改定します。

記

1. 改定概要

- ・国が定める週休2日工事の労務費の補正值へ改定
- ・月単位の週休2日工事（4週8休以上）の取組を開始

2. 週休2日工事とは

- ・月単位の週休2日工事とは、対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行う工事
- ・通期の週休2日工事とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行う工事

3. 対象工事

土木建築部建築指導課及び住宅課が「月単位の週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の対象工事」として発注する営繕系工事に適用します。

4. 対象工事である旨の明示

現場説明書に「月単位の週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の対象工事」である旨を明示します。

5. 適用基準日

令和6年7月1日以降に入札公告又は指名通知する工事に適用します。

6. その他

「山口県営繕系工事における「週休2日工事」実施要領」は以下のウェブサイト
を参照してください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/248913.html>